

くらしの情報

information

年金

◆国民年金保険料の免除申請

国民年金保険料の『免除申請』は、お済みですか？

平成17年7月から平成18年6月までの『国民年金保険料の免除申請』を受付中です。保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにしないで『保険料の免除申請』をしましょう。

免除申請の手続きをされない人は、8月31日(水)までに印鑑を持って町民係で手続きをしてください。

なお、免除申請には一定の判断基準があります。

お問い合わせ先
町民課町民係

☎ 1111 内線 2125

ねんきん相談

年金の資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。質問や相談などがありましたら、この機会をご利用ください。

日 時 8月25日(木)

午前10時～午後3時

場 所 宮之城ひまわり館(和室)

◆年金相談に関するお知らせ

川内社会保険事務所では、相談件数の多い週の初めやお盆期間中に年金相談の時間を延長し、また土曜日に事務所を開庁して年金相談を実施します。

ぜひ、これらの日を利用してご自身の年金についてご相談ください。

相談実施日

・8月8日、9日、10日、

11日、12日、22日

・8月13日

午前8時30分～午後7時

午前9時30分～午後4時

お問い合わせ先

川内社会保険事務所

☎ 5276

◆国民年金保険料の

納め忘れはありませんか？

保険料の未納期間が長いと、将来もらう老齢基礎年金の額が少なくなるだけでなく、年金をもらう権利そのものがない場合もあります。

また、万が一のときの「障害」や「遺族」の基礎年金も、保険料の未納や納付の遅れがあるともらえないことがあります。

半額免除の承認を受けている人も半額分の保険料を納めないとい「未納」になります。

お手持ちの納付書を確認して、納め忘れがある人は、至急お近くの金融機関・郵便局などで納めてください。納付書をなくした人は、町民係にお問い合わせください。

◆国民年金の手続きを!!

国民年金は、20歳以上(学生も含む)60歳未満のすべての人が加入する制度です。

国民年金に加入し、国民年金保険料を一定期間以上納めていないと、老後の生活の保障としての年金が支給されなかつたり、万が一、事故や病気などで障害が残つたり、あるいは死亡し残された家族のための保障などを受けられなくなつたりします。

なお、どうしても保険料を納められない場合は、『免除制度』『学生納付特例制度』もありますので、町民係で手続きをしてください。

・印鑑
・学生証または在学証明書

思いやり フォトコンテスト

家庭・学校・職場・地域社会など身近な場所の「思いやり・やさしさ・ふれあい」をとらえた作品のフォトコンテストが開催されます。

対象 鹿児島地方法務局

川内支局管内在住者

応募規定

サイズ 四切サイズ・Lサイズ

デジカメも可

応募締切 10月31日(月)

応募・お問い合わせ先

川内人権擁護委員協議会

思いやりフォトコンテスト係

☎ 22-2300



鶴田中央公民館



薩摩総合支所

七夕飾り

7月4日、恵光保育園の園児から七夕飾りを薩摩総合支所にいただきました。また、7月5日には旭保育園から鶴田中央公民館に七夕飾りをいただきました。ありがとうございます。